

調達基準書 (第3版)

制定 2013年12月2日

改訂 2018年3月30日



日本ベアリング株式会社
NIPPON BEARING CO., LTD.

はじめに

日本ベアリング株式会社は、「社会環境を含む経済活動への貢献、環境保全への取り組み、環境管理物質対応への優先的取り組み」を理念として、企業活動を行っております。

昨今、環境問題は世界全体が抱える重大な課題として捉えられております。弊社としても、環境に対する社会的責任を真摯に受け止め、環境にやさしい社会の実現に寄与してまいります。

このため弊社では、2013年12月に「調達基準書」を制定、2016年3月に改訂し、取り組みを進めてまいりましたが、欧州をはじめとした各国の更なる環境法規制強化により、化学物質の規制はますます厳しいものになってきております。このような情勢から調達基準書第3版を発行することとしました。

弊社ではこの基準書に基づき、お取引先様とともに環境に配慮した調達活動を推進し、地球環境保全に貢献していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

日本ベアリング株式会社
代表取締役

山崎 亨

調達について

1. 目的

弊社は調達活動を通じて、環境に配慮した製品の提供ができるように、含有する化学物質について、弊社の含有禁止化学物質を明確にし、地球環境の保全に積極的なお取引先様からの調達・購入を優先的に進めることを目的としています。

2. 適用範囲

本基準書は、弊社が製造し販売する製品を構成する物品（原材料、部品、包装材、油脂類）等に適用します。

3. 化学物質管理基準

(1) 本基準書5項含有禁止化学物質リストに掲げる化学物質の意図的な使用を禁止し、基準値を超える禁止化学物質の含有の可能性、もしくは含有がわかった場合は直ちにご連絡頂きますようお願い致します。

(2) 弊社は紛争鉱物を使わないという方針のもと、3TGの使用実態を把握し、製品の提供をするため、お取引先様へもDRCコンフリクトフリーとしての製品の提供をお願い致します。

また、紛争鉱物含有の検証につきましてはCFS適合製錬業者リストの使用をお願い致します。

4. お取引先様へのお願い

環境に配慮した調達を推進するにあたり、お取引先様のご理解とご協力をいただき、以下に記載します書類などの提出をお願いした場合には速やかな提出をお願い致します。

1. 弊社がお取引先様より調達する材料、部品等の化学物質含有情報調査

- (a) 含有化学物質の不使用を保証した「不使用証明書」
- (b) ミルシートもしくは検査成績書
- (c) 「SDS」安全データシート
- (d) JAMPで定められた「AIS」、「MSDS plus」ファイル
- (e) JGPSSIで定められた「JGPSSI」ファイル
- (f) GeSI/EICCより定められた「紛争鉱物報告テンプレート」
- (g) chemSHERPA「ケムシェルパ」情報伝達スキーム
- (h) 含有禁止化学物質の含有量をICP発光分光分析等にて測定した分析データの写し

また、その他顧客要求等により含有調査を適宜依頼する場合がありますので、ご協力よろしくようお願い申し上げます。

2. 材料・製造方法及び化学物質含有情報等に変更が生じた場合

弊社への納入部品等に関して、材料、設備、製造方法、製造場所並びに化学物質の含有情報における内容の変更や、新たな含有の判明があった際には、変更内容についてその都度ご連絡ください。

また、お取引先様は、サプライチェーン上流のサプライヤー様へ同様の対応をしていただくようお願い申し上げます。

尚、変更連絡のあった際には、変更申請書を配布しますので、記入していただき、提出をお願いすることとなります。

5. 含有禁止化学物質リスト

化学物質名(化学物質群)		対象	基準値
1	カドミウム及びその化合物	樹脂・ゴム・鉛フリーはんだ・塗料・インク	20ppm 未満
		金属(鉄類)	75ppm 未満
		包装材	100ppm 未満※1
		その他	100ppm 未満
2	鉛及びその化合物	樹脂・ゴム・塗料・インク	100ppm 未満
		金属(鉄類)・鉛フリーはんだ	500ppm 未満
		無電解ニッケルメッキ	800ppm 未満
		包装材	100ppm 未満※1
		その他※2	1000ppm 未満
3	水銀及びその化合物	全ての用途(包装材以外)	1000ppm 未満
		包装材	100ppm 未満※
4	六価クロム化合物	無電解ニッケルメッキ	100ppm 未満
		包装材	100ppm 未満※1
		その他	1000ppm 未満
5	ポリ臭化ジフェニル類(PBB類)	樹脂・ゴム	100ppm 未満
		その他	1000ppm 未満
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類) DecaBDEを含む	樹脂・ゴム	100ppm 未満
		その他	1000ppm 未満
7	ポリ塩化ジフェニル類(PCB類)	全ての用途	意図的使用禁止かつ 50ppm 未満
8	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	全ての用途	意図的使用禁止かつ 50ppm 未満
9	ポリ塩化ナフタレン(PCN) (塩素数が1以上の物質)	全ての用途	意図的使用禁止かつ 50ppm 未満
10	短鎖型塩素化パラフィン(SCCP)	全ての用途	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満
11	アスベスト類	全ての用途	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満
12	ホルムアルデヒド	全ての用途	気中濃度 0.1ppm 未満 または 気中濃度 0.15 mg/m ³ 未満

化学物質名(化学物質群)		対象	基準値
13	ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC混合物	製品および製品に同梱されるアクセサリ等に用いられる包装材、結束バンド、熱収縮チューブ、フレキシブルフラットケーブル、絶縁版、化粧版、ラベル、ラミネート	意図的使用禁止
14	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料	人体に直接かつ長時間接触する可能性がある繊維、皮革材料	30ppm 未満
15	三置換有機スズ化合物 ・トリブチルスズ化合物(TBT) ・トリフェニルスズ化合物(TPT) ・ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(TBTO) など	全ての用途	意図的使用かつスズ元素として 1000ppm 未満
16	ジブチルスズ化合物(DBT)	下記を除く用途	スズ元素として 1000ppm 未満
		一液型、二液型室温硬化型シーラント(RTV-1、RTV-2)、接着剤、塗料及びコーティング剤の触媒	スズ元素として 1000ppm 未満(2014年7月より)
17	ジオクチルスズ化合物(DOT)	繊維・布材料への添加剤	スズ元素として 1000ppm 未満
18	オゾン層破壊物質(ODS)	全ての用途	意図的使用禁止
19	ハイドロフルオロカーボン(HFC) パーフルオロカーボン(PFC) 六フッ化硫黄(SF6)	冷媒、吹き付け剤、消火剤、洗剤、絶縁材、苛性ガス	意図的使用禁止
20	酸化ベリリウム	全ての用途	意図的使用禁止
21	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	全ての用途	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満
22	パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩およびそのエステル	全ての用途	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満 化学品のみ 10ppm 未満
23	特定ベンゾトリアゾール	全ての用途	意図的使用禁止

化学物質名(化学物質群)		対象	基準値
24	塩化コバルト	乾燥剤(シリカゲル等)に使用される湿度指示薬、湿度インジケータ	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満
25	フマル酸ジメチル(ジメチルフマレート)	全ての用途	0.1ppm 未満
26	ヘキサクロロベンゼン	全ての用途	意図的使用禁止
27	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD・HBCDD)	全ての用途	意図的使用禁止かつ 100ppm 未満
28	ハロゲン系化合物及びハロゲン系樹脂	包装材	意図的使用禁止
29	臭化メチル	包装材	意図的使用禁止
30	ヒ素化合物	包装材(木材の防腐剤)	意図的使用禁止
31	リン酸トリス ・2-クロロエチル(TCEP) ・1-メチル-2-クロロエチル(TCPP) ・1, 3-ジクロロ-2-プロピル (TDCPP)	プラスチック、樹脂、繊維、布 材料への難燃剤	1000ppm 未満
32	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ブチルベンジル(BBP) フタル酸ジイソブチル(DIBP)	全ての用途	1000ppm 未満
33	多環芳香族炭化水素(PAH)	人の皮膚または口腔内に直接かつ長時間接触する、または短時間の接触が繰り返される、ゴム、またはプラスチック部品	1ppm 未満
34	N-フェニルベンゼンアミンとスチレン、 2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物 (BNST)	全ての用途	意図的使用禁止

※1 包装に関連する各部材等に含まれるカドミウム、鉛、水銀、六価クロムの重金属の合計は100ppm 未満とする。

※2 0.35 w t % (3500ppm) 以下の鉛を含む鋼材、0.4 w t % (4000ppm) 以下の鉛を含むアルミニウム合金、4 w t % (40000ppm) 以下の鉛を含む銅合金は適用除外とする。

6. 用語解説

・ 禁止物質

法令、顧客要求等により製品(部材)への含有が禁止されている物質。

・ 管理物質

有害性の高い化学物質であり、含有量の把握や使用量の削減を行うべき物質。

・ 適用除外

含有禁止物質であっても代替技術が確立されていない等により、その適用が除外されること。

・ 意図的使用

性能、外観又は品質のため製造工程で意図して使用すること。

・ SDS (Safety Data Sheet)

安全データシート。化学品について、化学物質・製品名・供給者・危険有害性・安全上の予防措置・緊急時対応などに関する情報を記載する文書。

※平成 23 年度までは、一般的に「MSDS (Material Safety Data Sheet)」と呼ばれていたが、日本工業規格 JIS Z 7253 の制定時に従来の MSDS から SDS に改称された。

・ JAMP

(Joint Article Management Promotion-consortium)

アーティクルマネジメント推進協議会

・ JGPSSI

(Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative)

グリーン調達調査共通化協議会

・ サプライチェーン

製品の原材料が生産されてから、最終消費者に届くまでの一連の工程のこと。

・ 均質材料

解体することができない、例えば回して外す、切断する、押しつぶす、砕く、研磨するプロセスなどの機械的行為によって異なる材料に分けることができない材料の組み合わせから構成される全体に均一な構成成分または材料のこと。

・ ppm (parts per million)

濃度の単位として多く使用される単位。100 万分の 1 を表す。

ex. 1ppm=0.0001%

・紛争鉱物

3TG（タンタル、スズ、金、タングステン）のうち、DRC（コンゴ民主共和国）またはその隣接国において、武力活動に資金供与していると認められる鉱物。

・DRCコンフリクトフリー

コンゴ民主共和国またはその隣接国の武装グループに直接または間接的に資金提供または利益供与する鉱物を使用しない製品のこと。

・EICC-GeSI

EICC (Electronics Industry Citizenship Coalition) および GeSI (Global e-Sustainability Initiative) は、情報及びコミュニケーションテクノロジー業界のメンバーからなる組織。世界的な電子機器のサプライチェーンにおける社会的責任および環境責任の促進と効率性の共有に向け取り組んでいる。

紛争鉱物報告テンプレートの提供元。

・CFS (Conflict-Free Smelter)

コンフリクトフリー製錬業者

・デューデリジェンス

企業がその行動や調達にかかる意思決定により生ずる悪影響を防ぐ、または緩和するために、サプライチェーンにおけるリスクを確認し、これに対処する手段。

・chemSHERPA

製品に含有される化学物質を適正に管理し、拡大する規制に継続的に対応するための製品含有化学物質の情報伝達スキーム。

事務局を担当している一般社団法人産業環境管理協会（JEMAI）内、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が運営

調達基準書改訂履歴

版番号	改訂年月日	改訂内容
第1版	2013年12月	制定
第2版	2016年3月	<ul style="list-style-type: none">・ 1. 目的・2. 適用範囲に関する変更・ 4.1 化学物質含有調査に関する変更・ 含有禁止化学物質リストの追加
第3版	2018年3月	<ul style="list-style-type: none">・ chemSHERPA「ケムシェルパ」情報 伝達スキーム 追加・ 含有禁止化学物質リストの追記

調達基準書
(第3版)

発行日：2018年3月30日

作成：日本ベアリング株式会社